

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成17年6月30日(2005.6.30)

【公開番号】特開2002-194213(P2002-194213A)

【公開日】平成14年7月10日(2002.7.10)

【出願番号】特願2001-313375(P2001-313375)

【国際特許分類第7版】

C 0 8 L 83/04

B 3 2 B 15/08

B 3 2 B 17/04

B 3 2 B 27/00

B 3 2 B 27/18

C 0 8 J 5/24

C 0 8 K 3/22

C 0 8 K 9/06

C 0 8 L 61/04

C 0 8 L 61/28

C 0 8 L 63/00

C 0 8 L 79/04

C 0 8 L 101/00

C 0 9 K 21/02

H 0 5 K 1/03

H 0 5 K 3/46

【F I】

C 0 8 L 83/04

B 3 2 B 15/08 J

B 3 2 B 17/04 A

B 3 2 B 27/00 1 0 1

B 3 2 B 27/18 B

C 0 8 J 5/24 C E Z

C 0 8 K 3/22

C 0 8 K 9/06

C 0 8 L 61/04

C 0 8 L 61/28

C 0 8 L 63/00 Z

C 0 8 L 79/04 Z

C 0 8 L 101/00

C 0 9 K 21/02

H 0 5 K 1/03 6 1 0 H

H 0 5 K 1/03 6 1 0 K

H 0 5 K 1/03 6 1 0 L

H 0 5 K 1/03 6 1 0 N

H 0 5 K 1/03 6 1 0 R

H 0 5 K 3/46 T

【手続補正書】

【提出日】平成16年10月8日(2004.10.8)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

シリコーン重合体、金属水和物及び樹脂材料を必須成分として含み、樹脂組成物の全固形分中で金属水和物が20重量%以上である難燃性樹脂組成物を含むプリプレグ。

【請求項2】

前記樹脂材料が、エポキシ樹脂、ポリイミド樹脂、トリアジン樹脂、フェノール樹脂、メラミン樹脂及びこれら樹脂を変性した変性樹脂からなる群から選ばれる少なくとも一種の樹脂を含む請求項1に記載のプリプレグ。

【請求項3】

前記金属水和物としてシリコーン重合体で表面処理した金属水和物を用いることを特徴とする請求項1又は請求項2のいずれかに記載のプリプレグ。

【請求項4】

前記金属水和物として水酸化アルミニウムを含む請求項1～3のいずれかに記載のプリプレグ。

【請求項5】

前記水酸化アルミニウムの平均粒径が5μm以下である請求項4に記載のプリプレグ。

【請求項6】

前記金属水和物として水酸化マグネシウムを含む請求項1～3のいずれかに記載のプリプレグ。

【請求項7】

前記金属水和物として水酸化カルシウムを含む請求項1～3のいずれかに記載のプリプレグ。

【請求項8】

前記シリコーン重合体が末端にシラノール基を有していることを特徴とする請求項1～7のいずれかに記載のプリPLEG。

【請求項9】

前記シリコーン重合体の重合度が2～7000であることを特徴とする請求項1～8のいずれかに記載のプリPLEG。

【請求項10】

前記シリコーン重合体が芳香族基を含有していることを特徴とする請求項1～9のいずれかに記載のプリPLEG。

【請求項11】

前記シリコーン重合体の各シロキサン単位に各々1つ以上の芳香族基を含有することを特徴とする請求項1～9のいずれかに記載のプリPLEG。

【請求項12】

請求項1～11のいずれかに記載のプリPLEGを使用して製造される積層板。

【請求項13】

請求項1～11のいずれかに記載のプリPLEGを使用して製造される金属張積層板。

【請求項14】

請求項12に記載の積層板又は請求項13に記載の金属張積層板を使用して作製される印刷配線板。

【請求項15】

請求項1～11のいずれかに記載のプリPLEG、請求項12に記載の積層板、請求項13に記載の金属張積層板又は請求項14に記載の印刷配線板を使用して作製される多層印刷配線板。

【請求項16】

シリコーン重合体を含有する処理溶液に金属水和物を混合した後、他の樹脂成分を配合

することを特徴とする難燃性樹脂組成物を作成する工程を備えるプリプレグの製造方法。